

『中論』に言及された部派の思想

八 力 広 喜

『中論』二十七章に取り扱われる中心問題を内容的に大別すると、①縁起因縁についての問題、②蘊処界など認識に関する問題、③存在と時間についての問題、④輪廻・業についての問題、⑤我・無我についての問題などにおけることができる(1)。

古来より『中論』の科文については、中国三論宗の吉蔵のもの(2)に従うことが多いのであるが、チベット仏教におけるツオンカパの科文についてもよく知られるようになった(3)。これらいわゆる『中論』の註釈においては、いずれも『中論』を人法二無我を明かすために書かれたものとして把握している点で共通であるということが出来る。つまり縁起無自性空を通じて人法二無我を明らかにするとなっている。そして、吉蔵によれば『中論』は破邪顯正の理をもって竜樹が説示したものであるから、破邪がそのまま顯正につながるとする(4)。言うまでもなく『中論』は論難の方法により論が展開しているが(5)、その論難の対象となる学派については、従来より幾多の研究がなされてきた(5)。対象となる学派には仏教思想以外の学派として、ヴァイシエーシカ学派・サーンキヤ学派・ニヤーヤ学派などがあげられ、仏教思想では部派仏教とくに説一切有部・経量部・犢子部・正量部などがその対象になっていると思

われる。

私が最初に『中論』の中心問題を従来の科文とは別の観点から取り上げたのは、仏教内外の思想が『中論』において論難される場合に先に取り上げた点で多く問題となっているからである。

本稿は『中論』が部派仏教のどのような思想を背景にして論を展開しているかについて主として犢子部、正量部との関係に限定して論及をすることにした。

一般的には『中論』において論難の対象となる部派は従来より有自性論者として代表的な上座系説一切有部であることが知られている。しかし竜樹は『中論』本頌の中で部派名を示して論難をしているわけではなく、多く諸部派によって使用されている術語を用いて論をすすめ、またその術語が説一切有部のものとして知られるところから、論難の対象がかえって説一切有部であると知られるようになった。しかも部派仏教において最も有力で、また影響力の強かった説一切有部を対象としたことは首肯できることであり、また思想として人無我法有の教説をたてるこの部派を論難することもまた首肯できるのである。しかし、論難の対象となる部派はもちろん、説一切有部ばかりではなく、犢子部の教説であり、正量部の教説であり、また経量部の教説である。

さて、玄奘訳『異部宗輪論(7)』によれば、これら三派はいずれも上座系より分派したものであり、特に犢子部と正量部が近い関係にあることが知られる。しかし、部派仏教の分派史の資料は南伝・北伝・チベット訳『異部宗輪論』など諸説があつて一定していない。これら資料の整理は先に木村泰賢博士によってなされ(8)、また宮本正尊博士も取り上げられた(9)。これらの資料を参照して犢子部・正量部・経量部三派の関係をみると、北伝『異部宗輪論』で

は説一切有部から第二次分裂で犢子部、第三次分裂で正量部が分かれ、經量部は第七次分裂で生じたことになっている。南伝ディーパバンサ(10)、マハーヴァンサ(11)では、上座部より犢子部・化地部が分派し、化地部より説一切有部・經量部の系統、犢子部より正量部が分派したとなしている。

南北両伝に共通して言えることは、先の三派が上座系からの分派であること、特に犢子部、正量部が近い関係にあったことが明らかである。そして両伝ともに犢子部より正量部が分派したことになるけれども『論事』(カタール・ワットウ)では、正量部の学説を二十三列挙するのに対して、犢子部の教説としては「勝義補特伽羅あり」と「阿羅漢果より退転す」という二つの教説のみである。この二つの教説はいずれも正量部において説かれるものであって、教説として共通のものとされている(12)。したがって、このことから両派の系統は同じであり、教説としても同系統のものが多くあったと思われる。

また、山口益博士の推定によれば、紀元六〇〇年以後の時代においては、犢子部は多く正量部の名でもって知られていた(13)、とされている。ヤンヨーミトラ『俱舍論疏』破我品註釈においては「犢子部は聖正量部である(14)」という記述があり、これは犢子部と正量部の関係を示す重要な資料としてよく知られている。

さて、これらの部派名は『中論』では主として註釈中にあらわれる。『プラサンナパダー』第七章では生住滅三相とその随相について次のようにのべる。

ここで正量部の人々は言った。生等には生等がある。そして無窮の過失が付随して起らない。能相と随相は相互に成就するからである。いまここに善または雑染なる有為法が生じつつあるとき、自体なる十五(法)が生起する。

その(法)と法の生起と成就と住と老と無常である。もしこの法が雑染するとき、それは邪解脱であり、もし清浄なるとき、それは正解脱である。もし出離なるとき、それは出離性があり、もし非出離なるとき、それは非出離性がある、というこれらは伴類である。今ほかに生の生乃至非出離性の非出離性というのがありこれは(伴類の)伴類である。そこでこの本性であるものは自らをおいて十四法を生ぜしめる。しかし、生生と名づける随相となった生は、本生のみを生ぜしめる。このように、乃至非出離性は十四法を出離せしめない。それは涅槃を得しめないという意味である。しかしながら非出離性の非出離性は非出離性に到らしめるのである(15)。

この文は明らかに十五法俱起に関して述べたものである。『プラサンナパダー』は、正量部が十五法俱起を説くとしているのである。

次に第九章では先住者としてのブドガラを立てることについての説明として、

もしある取者にとって、見と聞と嗅と味と受と触と作意等とが存在するならば、彼の取者はそれらの所取より先にあると正量部の人々は言う(16)。

また第十五章では

正量部のブドガラ説のごとく未了義によって識論を説いた。(これは)勝義をみるための方便であるからである(17)。

とあり、後の二回の引用はブドガラ説に関するものである。

ところが、第七章、第九章の引用部分は、『般若灯論』では次のようになっている。

第七章は

また次に、犢子部は言う、起は是れ有為なるものにして而も無窮に非ず。云何んが知るや。此の自体と和合して十五法あつて総じて共に起るに由るが故なり。何等か十五なる。一には此の法体、二には謂く彼れの起、三には住異、四には滅相、五には若しこれ白法ならば則ち正解脱の起るあり、六には若しこれ黒法ならば則ち邪解脱の起るあり、七には若しこれ出離法ならば則ち出離の体起るあり。八には若し非出離ならば則ち非出離の体起るあり。此の前七種は是れ法体の眷族なり。七眷族中に皆一の随眷族あり、謂く「起の起」乃至「非出離の非出離」なる体あり。此れはこれ「眷族の眷族」法なり(18)。

第九章は

唯だ婆私弗多羅あつて是の如き義を立つ。眼等の諸根と受等の心法と此れ若し有ならば則ち先住あり、と道理は是の如し(19)。

とあり、ここで知られるように、『プラサンナパダー』では正量部の説とあるものが、『般若灯論』(漢訳)では犢子部の説となっている。

プドガラ説については、『論事』(カターヴァットウ)には、犢子部は「勝義プドガラあり」と「阿羅漢果より退転す」という二教説のあることが指摘され、これらは正量部も説く共通の説となしている。またチベット訳『異部宗輪論』(20)には、プドガラ説は犢子部の教説として説かれている。

プドガラ説は他に、『識身足論』二一(21)、『大毘婆沙論』九・十一(22)、『俱舍論』二十九(23)、『十住毘婆沙論』(24)、

『三称庭論』上・中⁽²⁵⁾、『攝大乘論』二⁽²⁶⁾などに紹介され、犢子部の説としてよく知られているが、『中論』註釈では犢子部・正量部のどちらの教説であるか決め難い。

さて、プドガラという語は、『中論』本頌において、第十二章第四偈・第五偈・第六偈⁽²⁷⁾・第十六章第二偈、第二十四章第四偈、第二十九偈⁽²⁸⁾の六箇所に出てくる。これらのうち第十二章と第二十四章は犢子部のプドガラ説とは関連がないが、第十六章第二偈は

プドガラがもし蘊処界等の中に輪廻するとしたら、五種に求めてもこのものは存在しない。何ものが輪廻しよう⁽²⁹⁾。

というもので、輪廻の主体としてプドガラをたてる犢子部の思想を背景としていると言えることができる。

次にプドガラ説と関連して、犢子部は過去未来現在出三世不可説という五法蔵を立てることが知られている。この説は、他に『俱舍論』卷二十九⁽³⁰⁾、『成実論』三⁽³¹⁾、『大智度論』一⁽³²⁾、『十住毘婆沙論』卷九・卷十・卷十一・卷十五⁽³³⁾、『大般若経』四九一⁽³⁴⁾などに説かれていることが知られている。

『中論』青目釈において第十章第十六偈

若し人「我あり、諸法は各々異相あり」と説かば、当に知るべし、是の如き人は仏法の味を得ず⁽³⁵⁾

もしもアトマンがあつて、諸法はおのおのの異相であると説けば、まさにこのような人は教の味を知っている

ものと私は思わない⁽³⁶⁾。(梵文訳)

という偈の註釈として、犢子部の名をあげて

色は即ち是我なりと言うを得ず、色をはなれて是れ我あり、我は第五不可說法藏中にありと言うを得ず(37)として否定的に扱っている。

ここでは同時に薩婆多部として名をあげ、諸法に各相のあるとなすことを否定している。吉蔵の『中觀論疏(38)』によればこの一章は、犢子部を破すためにもうけられた章であり、犢子部の燃可燃の義については『俱舍論』破我品の中にのべられている。その『俱舍論』破我品では「ブドガラあり」となす犢子部の説が、火と薪の譬喩によって説明されている(39)。それはブドガラが非即非離蘊の関係を説明するために火と薪の関係を例とするのであり、火と薪とは別でもないし、同一でもない、という論理を展開する。そして火と薪が別であるならば、薪はあつくないということになるし、別でないならば能焼所焼が同一ということになるとのべて、この関係が非即非離であると説明する。しかし『俱舍論』破我品ではこの説に対して三つの理由をあげて論破を試みている(40)。

『中論』青目釈第十章第十六偈註釈では自我と諸の存在とが一体であると説く人々を犢子部と見なし、別体であると説く人々を有部として論難の対象となしている。

したがって、この章のテーマは上田義文博士によって取りあげられたように相関性の論理(41)を用いて犢子部・有部の法に対する論難しているということが出来る。しかも犢子部の我を否定することによって吉蔵も言うごとく(42)法の無我を主張する章である。

火と薪の譬喩は同じく第三章第三偈に取り扱われており、能見・所見の関係についての譬喩として

火の喩は見を成立させるのに完全ではない。かを見を有する者は、現去、已去、未去によって破せられる(43)。

これは『俱舍論』卷二(44)にある根見識見の論争を背景にしたものと言われる。これには経量部も関係し、『プラサンナパダー』では経部の見解も取りあげられている(45)。

このように、火と薪の譬喩は部派仏教にも用いられるものであり、『俱舍論』業品にも論ぜられるものである(46)。竜樹は部派仏教の用語を使用する場合がたびたびであるが、この章もその一例であるということができよう。

次に犢子部・正量部の説としてよく知られているものに、法の生滅に関する問題がある。

法の生滅は、七法俱起説・九法俱起説・十五法俱起説のあることが知られ、先に『プラサンナパダー』第七章第三偈の註釈に正量部の名あげて説明してあるのがそれである。『プラサンナパダー』は十五法俱起説を採用しているが、『中論』青目釈(47)、『無畏論』(48)は、七法俱起説であり、『十二門論』(49)、『般若灯論』(漢訳)(50)、『中観釈論』(51) (安慧)などは十五法俱起説を採用している。また九法俱起説は『俱舍論』卷五があげられる(52)。「中論」の諸註釈によって、その数が相違していることは注目すべきであるが、同じ十五法俱起説を説く『般若灯論』(漢訳)と『プラサンナパダー』が『灯論』は犢子部の説となし、『プラサンナパダー』では正量部の説として一致していないのは、やはり犢子部正量部の教説の親近性を示すものであろう。プサンは『プラサンナパダー』の説の中で正量部の説としている(53)。

また次に、業に関連する問題として『中論』第十七章第十四偈に

不失の法は債券のごとくであり、業は負債のごとくである。その不失法は界より言えば、欲、色、無色、無漏の四種であり、本性から言えば無記である(54)。

とあり、この不失の法は業界媒介の原理として立てられるものであり、世親の『成業論』によれば(55)、有部の無表業に相当するものであるとされている。この不失法は業が果報を招くまで持続するものであり、それが債券と負債の例で説明せられている。そして、無表業が業果を生ずるまで持続するものとして特徴づけられる有部の思想と対比せられているのである。しかし、有部と相違する点は本性からいって無記であるとなす点である。『般若灯論』(漢訳)はこの説を有部のものとなし、第二十一偈より竜樹の論破であるとなしている(56)。

以上、「中論」における部派、特に犢子部・正量部について、きわめて特徴的な教説の二三を考察したが、もとより竜樹はその説がどの部派のものであるか明記しているわけではない。したがって本頌の中からそれを断定することはきわめて困難であって、逆に部派の特徴の明らかなものしか、本頌の中では指摘することはできないのである。しかし註釈になると、例えば、有部・経量部を含めて、多くの部派が論難の対象になっていることが予想され、『中論』本頌が多く諸部派の術語を使用していることとあわせて、他の部派との関連性をさらに検討することが必要であろうと思う。

注1 例えば、上野順瑛『中論・因果の論理的構造』はこれに類する分類で、「中論頌」の各章を解説している。

2 吉蔵『中観論疏』因縁品第一(大正四二、五頁以下)参照。

3 長尾雅人博士は宗喀巴「中論釈」における『中論』の構成について科文を抜き出して紹介された。長尾雅人「中論の構造——宗喀巴「中論釈」を中心として——」(『仏教学研究』八九合併号、竜谷大学、昭二八)

4 吉蔵『三論玄義』(大正四五、七頁上・一〇頁中)。

- 5 tathā cācāryo bhūyasa prasahāpatimukhenaiya parapakṣaṁ nirākaroti sma. Prasannapadā p. 24
「同じくまた、規範師（竜樹）は何度もプラサンガ論法そのものによって相手の宗を否定した。」なお月称は『中論』第五章第一偈、第四章第二偈、第二十四章第四偈をあげる。
- 6 主として山口益『中論釈』IⅡの中で山口益博士は、外教諸学派の交渉について論じておられる。なお、中村元『初期のヴェーダーンタ哲学』二〇六頁。同「因明に及ぼした空観の影響」（『仏教の根本真理』三三二頁）。同「インド思想の諸問題」五一―一頁（『中村元選集』第一〇巻所収）。今西順吉「竜樹によって言及されたサーンキヤ思想―初期中観派におけるサーンキヤ思想（一）」（『北海道大学文学部紀要』十六ノ二）参照。
- 7 大正四九、一五頁中。なお、春日井真也「異部宗輪論に於ける一二の問題について」（『仏教学研究』八九合待号、同七頁）参照。
- 8 木村泰賢『小乗仏教思想論』四四頁（『木村泰賢全集』第五巻所収）。荻原雲来、木村泰賢「阿毘達磨俱舍諸解題」（『国訳大蔵経論部』第十一巻所収）
- 9 宮本正尊『大乘と小乗』五〇〇頁。小乗分派資料表。
- 10 Dipavaṁsa V. p. 37—38
- 11 Mahāvamsa V. p. 28—29
- 12 椎尾弁匡「論事」解説」（佐藤密雄、佐藤良智『諸事附覚音註』所収）
- 13 山口益『世親の成業論』七八―九頁。
- 14 Vātsīputīyā ārya-sāmmītyah. Sphutarthā Abhidharmakośavyākhyā ed. by U. Wogihara. p. 699. 1. 3
- 15 Prasannapadā. p. 148. II. 1—9
- 16 ibia. p. 192. 1. 7—8
- 17 ibid. p. 276. 1. 2—3
- 18 大正三〇、七五頁下。

- 19 同、三〇、八二頁中。
- 20 寺本婉稚・平松友嗣共編『藏漢和三訳対校異部宗輪論』六四頁参照。
大正二一、五三七～五四五頁。
- 21 同、二七、四二頁下、五五頁上。
- 22 同、二九、一五二頁下。
- 23 同、二六、六九頁中。
- 24 同、三二、四六二頁。
- 25 同、三一、一六〇頁上。
- 26 同、三一、一六〇頁上。
- 27 *svapudgalakṛtam duḥkham yadi duḥkham punar vinā/
svapudgalah sa katamo yena duḥkham svayanikṛtam//* (4)
*parapudgalajam duḥkham yadi gasmai padiyate/
parena kṛtvā tad duḥkham sa duḥkkena vinā kutah//* (5)
*parapudgalajam duḥkham yadi kaḥ parapudgalah/
vinā duḥkkena yaḥ kṛtvā parasmai prahinoṭi tat//* (6)
- 28 *samghe nāsti na cet santi te'ṣṭau puruṣa-pudgalāḥ/
abhāvāc ca-āryasatānām saddharmo' pi na vidyate//* (4)
*phala-abhāve phalast hāno na santi pratipannakāḥ/
samghe nāsti na cet santi te'ṣṭau parūṣa-pudgalāḥ //* (29)
*pudgalah saṁsarati cet skandha-āyatana-dhātuṣu/
pañcadhā miḡyamāṇo'sau nāsti kaḥ saṁsariṣyati//* (2)
- 30 大正二九、一五三頁中。

- 31 同、三三、二六〇頁下。
 32 同、二五、六一頁上。
 33 同、二六、六九頁中・七三頁中下・七五頁中・一〇七頁下。
 34 同、七、四九四頁上。
 35 同、三〇、一五頁下。
 36 *ātmanas ca satatvam ye bhavanāni ca pṛthak pṛthak /
 nirdiśanti na tām manye śāsanayārtha kovidan // (16)*
 37 大正三〇、一五頁下。
 38 同、四二、九四頁中。
 39 同、二九一五三頁上。Abhidharmakośabhāṣya, ed. by. P. Pradhan.
 40 同、二九、一五三頁中。ibid.
 41 上田義文『中論における相関性の論理について』第十章「火と燃料との考察」の研究（『哲学雑誌』昭二六および『大乘仏教思想の根本構造』六七頁所収）
 42 大正四二、九四頁中以下。
 43 *na paryāpto'gni-dīpīnto darśanasya prasidhaye /
 sadarśanaḥ sa pratyukto gamyamāna-gata-agataihī // (3)*
 44 大正二九、一一頁中。
 45 *Prasannar-pada p. 116 /4. ye tu manyante...*
 このころは経量部を指すという（山口益『中論釈』Ⅱ、九頁参照）。
 46 大正二九、六七頁下。ibid. p.193. 7.10以下。Sphutarthap. 346. 以下。
 47 大正三〇、九頁中。「法生時通自体七法共生。一法、二生、三住、四滅、五生生、六住住、七滅滅」。なお、法の生起に

については宮本正等『根本中と空』四七頁参照。

48 池田澄達訳『根本中論疏無畏論訳註』六三〇四頁。

49 大正三〇、一六二頁下。

50 同、七五頁下。

51 同、一四七頁下〜八頁上。

52 同、二九、二七頁中・一八五頁中。

53 Prasannapada. p.148. n. 4.

54 patram yathā vipraṇāśas tathāraṇam iva karma ca /

caturvidho dhātuh sa saprakṛtyā vyākṛtaśca sah // (14)

55 山口益『世親の成業論』一五三頁。

56 大正三〇、一〇一頁下。

附記 この原稿は、昭和四十六年六月五日、国立教育会館で行なわれた日本印度学仏教学会における報告に補正・加筆したものである。